

薬剤師にこそ実現できる 持続可能な医療安全管理を

日本病院薬剤師会理事
上尾中央医科グループ白岡中央総合病院
Quality Management Center
医療安全管理課
渡邊 幸子 Sachiko WATANABE



令和6年度医療安全対策委員会委員長および理事を拝命致しました、渡邊幸子と申します。これまでの医療安全対策委員会の委員としての経験を活かし、医療安全、医薬品安全の向上のために力を尽くしたいと思っています。委員会としては、日本病院薬剤師会の会員の皆様に寄り添えるような活動を目指して頑張っていく所存です。

医療安全元年といわれた1999年から25年が経とうとしています。この25年で日本における医療安全の取り組みも定着し、医療機関において医療安全管理体制を整備することは当たり前の時代になっています。我々薬剤師が特に力を注ぐべきは医薬品安全管理です。医薬品の事故は発生頻度が高いだけでなく、危険度も高いものであるため、医療安全のなかでも自ずと優先順位の高い分野となっています。

私は2000年から医療安全にかかわるようになり、専従の医療安全管理者（看護師）の下、特に医薬品に関する安全管理を担っていました。今でいう医薬品安全管理責任者のような立場です。その後、2006年に薬剤部から医療安全管理部に異動し、専従の医療安全管理者になりました。特定機能病院の承認要件として医療安全管理部門に専従薬剤師（GRM）を配置することが義務付けられた2016年より10年も前のことです。当時、ほとんどの病院において専従の医療安全管理者を担っているのは看護師でした。薬剤師が専従を担っている病院なんてほんの一握りだったと思います。院外での医療安全管理者の集まりでは、「医療安全を進めていくうえで薬剤部がネックだ」とか、「薬剤部からのインシデントレポートが少ない」、「薬剤部の協力が得られない」など、薬剤師に対するネガティブな発言も少なくなく、このような認識を変えていきたいと強く思いました。この頃、高濃度カリウム製剤やインスリンなどによる死亡事故が発生し、その当事者がほとんど看護師であり、責任を問われていたのは医師と看護師でしたから、そう感じてしまうのもしかたないことだとも思っていました。医療法改正により2007年4月から各病院において医薬品安全管理責任者の配置が義務付けられ、医薬品に関する安全管理を薬剤師が担うと同時に責任も問われる立場となりました。先に述べた通り、2016年には特定機能病院に薬剤師GRMが配置されることとなり、医療安全に薬剤師はなくてはならない職種になりました。

医療安全の考え方もこの25年で少しずつ変わってきています。これまで、インシデントが発生するたびにその再発防止策として手順やツールが足し算的に増えました。もちろん、改善策として必要なことはありますが、埋めるだけのチェックリスト、壁紙の一部と化した啓発ポスター、周知されず形骸化したマニュアルになっていないでしょうか。これまで実施されてきた改善策を今一度、見直していただきたいのです。特に医薬品安全管理においては、薬剤師がその手腕を大いに生かすことができます。プレアボイドによる有害事象の回避、ポリファーマシー対策による減薬や処方最適化、PBPMによる負担軽減と安全の向上など、薬剤師が医療安全に貢献できる場面がたくさんあります。薬剤師にこそ実現できる「持続可能な医療安全管理」を、会員の皆様と共に取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。